



香取市市民活動総合補償制度

令和7年4月1日

この制度は、市民の皆様が安心して地域活動やボランティア活動を行えるよう、香取市を活動拠点とする市民活動団体等の公益活動中に起きた事故などに対し、市民活動団体等を被保険者として市が保険会社と保険契約を締結して、傷害や賠償責任等を補償するものです。

- ・保険料は市が全額負担します。（団体や個人が保険料を負担する必要はありません）。
- ・申込みや登録など、事前手続きは不要です。
- ・市民活動における全ての事故を補償の対象とするものではありません。

※補償内容をご確認いただき、民間の保険に加入するなど必要に応じた対応をご検討ください。

1. 補償の対象者

(1) 市民（市外居住者を含む）で構成され、市内を中心に活動する市民活動団体が行う市民活動の指導者、スタッフ、参加者

(2) 市または自治会が主催・共催する事業のスタッフ、参加者

※指導者、スタッフについては、市民活動を行う場所と住居の通常経路での往復途中の事故も対象となります。

※不特定多数の方が参加するイベント等の観覧者などは対象となりません。

2. 補償の対象となる市民活動

市民活動や自治会活動などの社会貢献活動で、次の全てを満たす活動です。

- (1) 計画的・継続的に行われている活動
- (2) 無報酬で行われている活動（無報酬とは労働の対価を得ていないことで、交通費、昼食代などは報酬に含みません。）
- (3) 公共の利益を目的とした自発的な活動
- (4) 日本国内での活動

（補償の対象とならない主な事故・活動）

【事 故】

- (1) 故意により発生したもの
- (2) 車両の所有、使用、管理に起因する賠償責任
- (3) 戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的又は社会的騒じょうによるもの
- (4) 天災（地震、噴火、洪水、津波、高潮）によるもの

【活 動】

- (1) 親睦、自己の技能などの向上を目的とする活動
- (2) 会員同士の慰労を目的とした活動
- (3) 特定の政党や宗教に係る活動
- (4) 営利を目的とする活動
- (5) 学校管理下での児童生徒の活動
- (6) 海外での活動

3. 補償の内容

(1) 傷害事故

市民活動中に発生した傷害事故により、活動者又は参加者が死亡、負傷若しくは発症した場合に適用になります（熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒も補償対象となります）。

補償区分	補償額
死亡補償	300万円
後遺障害補償	300万円～9万円（後遺障害の程度により死亡補償金の100%～3%）
入院補償	日額3,000円（事故の日から180日限度）
手術補償	3,000円×手術の種類に応じた倍率
通院補償	日額2,000円（事故の日から180日のうち90日限度）

(2) 特定疾病事故

①急性心疾患又は急性脳疾患に起因

市民活動中に死亡若しくは発症し病院に搬送され、30日以内に死亡した場合などに適用

補償区分	補償額
死亡補償	50万円

②その他の疾病に起因

市民活動中に発症し、24時間以内に死亡した場合に適用（急性アルコール中毒や薬物中毒などは対象外）。ただし、死亡原因となる疾患名が特定できる場合。

(3) 賠償責任事故

指導者等の過失により、参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、当該活動代表者が法律上の損害賠償責任を負った場合に適用になります。（自動車事故は対象外）

補償区分	補償限度額	自己負担額
身体賠償（対人）	1名 6,000万円 1事故 2億円	各項目ともそれぞれ一事故につき1,000円
財物賠償（対物）	1事故 500万円	
保管者賠償	1事故 500万円	
業務外個人行為賠償 （移動中の事故：活動場所間の移動や住居から活動場所間の移動中に起きた事故）	1事故 2億円 （身体賠償及び財物賠償共通）	なし

4. 事故が起きてしまったら

(1) 団体の責任者等を通じて速やかに市民協働課までご連絡ください。

【報告のポイント】 ①いつ(日時) ②どこで(場所) ③だれが
④どうして(原因) ⑤どうなった(被害の状況)

(2) 連絡内容を確認し、補償対象となる場合は市民協働課から請求書兼事故報告書を送付します。必要事項を記入し、次の資料を添付したうえで市民協働課へ提出してください。

【添付資料】

- ①団体の概要が把握できる資料(会則、規約など)
- ②当日の活動が把握できる資料(事業計画、通知文など)
- ③当日の参加者名簿
- ④事故状況の説明書
- ⑤賠償責任(物損)の場合は写真や修理見積書など

(3) 治療（賠償）完了後、必要書類（領収書の写しなど）をご用意のうえ、市民協働課へご連絡ください。
補償金額の確定後、所定の手続きを経て補償金が支払われます。

香取市 生活経済部 市民協働課
〒287-8501
香取市佐原口 2127 番地
TEL：0478-50-1261
FAX：0478-52-4566
Eメール：shimin10@city.katori.lg.jp